

山口県報

平成26年
2月25日
(火曜日)

目 次

○規則

山口県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)……………



山口県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三号

山口県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山口県屋外広告物条例施行規則(昭和四十二年山口県規則第五号)の一部を次のように改正する。

(更新の登録の申請期限)

第十一条の六の次に次の一条を加える。
第十一条の七 条例第二十二條第三項の更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の三十日前までに当該更新の登録を申請しなければならない。

第十二条の見出しを、「(登録申請書の記載事項等)」に改め、同条中「第二十二條第一項第四号に規定する」を「第二十二條の二第一項第六号の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第二十二條の二第一項の登録申請書は、屋外広告業登録又は更新登録申請書

(別記第十二号様式)によらなければならない。

第十二條の次に次の二條を加える。

(登録申請書の添付書類)

第十二條の二 条例第二十二條の二第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 登録申請者の住民票の写し(これに代わる書面を含む。以下同じ。)及び略歴を記載した書面(法人にあつては、登記事項証明書)

二 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員住民票の写し及び略歴を記載した書面

三 登録申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人住民票の写し及び略歴を記載した書面(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員住民票の写し及び略歴を記載した書面)

四 登録申請者が選任した業務主任者が条例第二十四條第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の写し

(変更の届出の添付書類)

第十二條の三 条例第二十二條の五第三項において準用する条例第二十二條の二第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 条例第二十二條の二第一項第一号に掲げる事項の変更 住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)

二 条例第二十二條の二第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

三 条例第二十二條の二第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書及び前条第二号に掲げる書類

四 条例第二十二條の二第一項第四号に掲げる事項の変更 前条第三号に掲げる書類

五 条例第二十二條の二第一項第五号に掲げる事項の変更 前条第四号に掲げる書類

第十三條を次のように改める。
(屋外広告業者登録簿閲覧所)

第十三條 知事は、条例第二十二條の六の規定により屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するため、屋外広告業者登録簿閲覧所を山口県土木建築部都市計画課に設ける。

第十八條の次に次の三條を加える。
(標識の記載事項等)

第十八條の二 条例第二十四條の二の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 登録年月日
 - 三 営業所の名称
 - 四 業務主任者の氏名
- 2 条例第二十四条の二の標識は、別記第十七号様式によらなければならない。
- (帳簿の記載事項等)
- 第十八条の三 条例第二十四条の三の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 注文者の商号、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の場所
 - 三 表示した広告物又は設置した広告物を掲出する物件の名称又は種類及び数量
 - 四 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の年月日
 - 五 請負金額
- 2 条例第二十四条の三の帳簿は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の契約ごと作成しなければならない。
- 3 前項の帳簿は、各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖の日から五年間保存しなければならない。
- (監督処分簿の閲覧所等)
- 第十八条の四 条例第二十五条の三第一項の規則で定める閲覧所は、第十三条の屋外広告業者登録簿閲覧所とする。
- 2 条例第二十五条の三第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 処分を受けた者の商号、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 処分を受けた者の登録番号
 - 三 処分の原因となつた事実
 - 四 その他必要な事項
- 第十九条第一項中「、屋外広告業届出済証」を削る。
- 第二十条第四号及び第五号を次のように改める。
- 四 条例第二十二條の五第一項に規定する届出 別記第十三号様式
- 五 条例第二十二條の七に規定する届出 別記第十四号様式
- 本則に次の一条を加える。
- (その他)
- 第二十二條 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別

に定める。

別記第一号様式の表中

電柱若しくは街灯柱を利用する屋外広告物又はこれを掲出する物件	突出し広告	（ ）個
	巻付け広告	（ ）枚
	直塗り広告	（ ）個
上記以外のほか、その他の屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件		（ ）枚（個、基）

を

電柱若しくは街灯柱を利用する屋外広告物又はこれを掲出する物件	突出し広告	（ ）個
	巻付け広告	（ ）枚（個）
上記以外のほか、その他の屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件		（ ）枚（個、基）

に

「定期的に取
替えて表示す
る屋外広告物
の種類」

を

定期的に取 替えて表示す る屋外広告 物の種類	元		下	
	請	請	請	請
施 工 者	住 所	住 所	住 所	住 所
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
番 号	番 号	番 号	番 号	番 号
	年 月 日 号	年 月 日 号	年 月 日 号	年 月 日 号
	山口県知事登録第	山口県知事登録第	山口県知事登録第	山口県知事登録第

同表の枠内「母艦」や「母艦」施工」に於ける
山口県知事登録の番号

電柱若しくは街灯柱を 利用する屋外広告物又 はこれを掲出する物件	突出し広告	() 個
	巻付け広告	() 枚
上記以外のはり札その他の屋外広告 物又は屋外広告物を掲出する物件	直塗り広告	() 個
		() 枚 (個、基)

を

電柱若しくは街灯柱を 利用する屋外広告物又 はこれを掲出する物件	突出し広告	() 個
	巻付け広告 又は直塗り 広告	() 枚 (個)
上記以外のはり札その他の屋外広告 物又は屋外広告物を掲出する物件 (種類)		() 枚 (個、基)

を

「表 示 面 積」

を

表 示 面 積	m ²
表示又は設置 の場所	に於ける

山口県知事登録の番号

電柱若しくは街灯柱を 利用する屋外広告物又 はこれを掲出する物件	突出し広告 巻付け広告	() 個 () 枚
上記以外のはり札その他の屋外広告 物又は屋外広告物を掲出する物件	直塗り広告	() 個 () 枚 (個、基)

を

電柱若しくは街灯柱を 利用する屋外広告物又 はこれを掲出する物件	突出し広告 巻付け広告 又は直塗り 広告	() 個 () 枚 (個)
上記以外のはり札その他の屋外広告 物又は屋外広告物を掲出す (種類)		() 枚 (個、基)

に

材	料	
---	---	--

を

材	料	
表示又は設置 の場所		

に改める。

別記第十二号様式から別記第十四号様式までを次のように改める。

第12号様式 (第12条関係)

(表)

登録申請書
屋外広告業更新登録

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

商号及び氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) (印)
(電話 局 番)

下記のとおり屋外広告業の更新の登録を受けたいので、山口県屋外広告物条例第22条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

山口県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地並びに当該営業所の業務主任者の氏名	名 (電話番号)	所在地 (郵便番号)	業務主任者の氏名
	職 名	氏 名	名
申請者が法人である場合の役員の名及び氏名	氏 名 又 は 名 称	(郵便番号)	(電話 局 番)
		住所又は主たる事務所 所の所在地	職 名 氏 名
申請者が未成年者である場合又は名称又は住所又は主たる事務所又は所在地並びに法定代理人が法人である場合の役員の名及び氏名	法定代理人が法人である場合の職 名及び氏名	年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
営業の開始年月日 取り扱う主たる広告物の種類	年 月 日		
登録年月日及び登録番号	山口県屋外広告業登録第 年 月 日 号		登録番号
	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登録番号
他の地方公共団体における登録番号			

(裏)

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

1 山口県屋外広告物条例第22条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

2 登録申請者の住民票の写し及び略歴を記載した書面 (法人にあつては、登記事項証明書) 3 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員住民票の写し及び略歴を記載した書面

4 登録申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び略歴を記載した書面 (法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員住民票の写し及び略歴を記載した書面)

5 登録申請者が選任した業務主任者が山口県屋外広告物条例第24条第1項各号のいずれかに該当することであることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の写し

注 「登録年月日及び登録番号」欄は、更新の登録の申請の場合のみ記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第13号様式（第20条関係）

屋外広告業登録事項変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
 商号及び氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) (印)
 (電話 局 番)

次のとおり屋外広告業の登録事項に変更があつたので、山口県屋外広告物条例第22条の5第1項の規定によりお届けします。

登録年月日及び登録番号	年 月 日 号
変更前の内容	山口県屋外広告業登録第
変更後の内容	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	

添付書類

- 1 山口県屋外広告物条例第22条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 2 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- 商号、氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更 住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
 - 県の区域内において営業を行う営業所の名称又は所在地の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
 - 法人の役員の氏名の変更 登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び略歴を記載した書面
 - 未成年者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は役員の氏名）の変更 法定代理人の住民票の写し及び略歴を記載した書面（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し及び略歴を記載した書面）
 - 業務主任者の氏名又は所属する営業所の名称の変更 業務主任者が山口県屋外広告物条例第24条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の写し
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第14号様式（第20条関係）

屋外広告業廃業等届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) (印)
 (電話 局 番)

次のとおり屋外広告業について廃業等があつたので、山口県屋外広告物条例第22条の7第1項の規定によりお届けします。

登録年月日及び登録番号	年 月 日 号
商号及び氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	山口県屋外広告業登録第
住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)	(郵便番号) (電話 局 番)
届出理由の生じた日	年 月 日
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散 5 廃止
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

注 「届出の理由」欄及び「屋外広告業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第十六号様式の次に次の様式を加える。

第17号様式 (第18条の2関係)

屋外広告業登録標識	
商号及び氏名 (法人にあつては、その名称)	
法人である場合の代表者の氏名	
登録年月日及び登録番号	年 月 日 号 山口県屋外広告業登録第
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

備考 標識の大きさは、縦2センチメートル以上、横29.7センチメートル以上とする。

平成
二十六年
二月
二十五日
発行

発行
所

山口
県
知事
庁

附 則
この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。